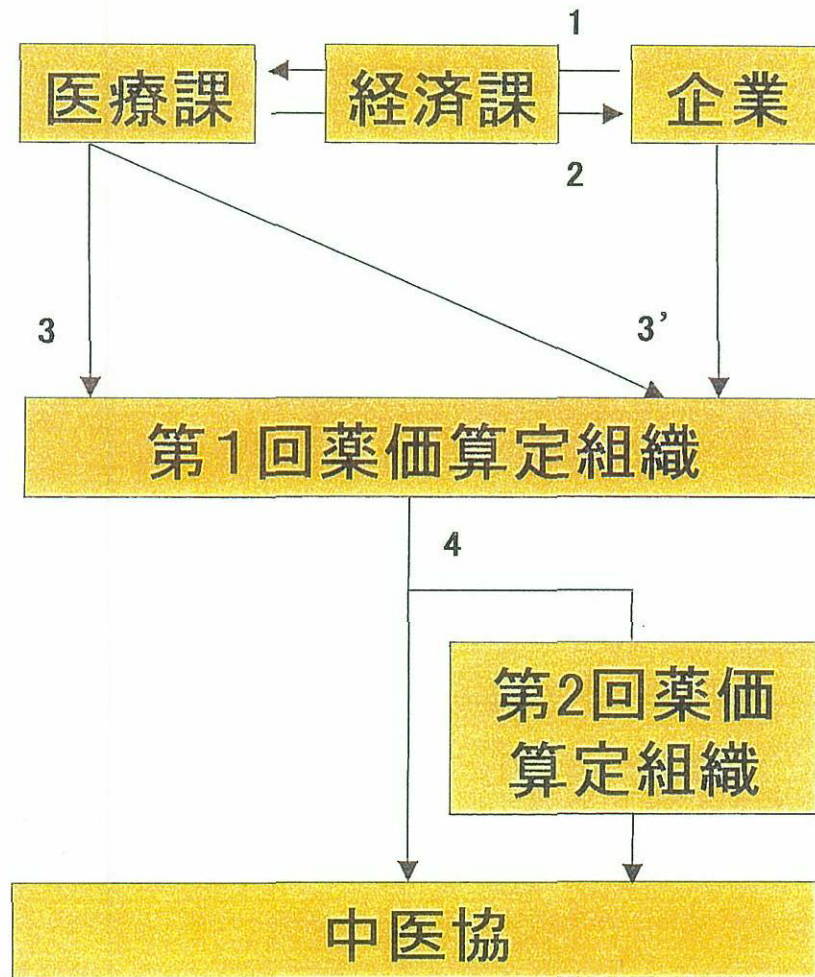


2. 新たな薬価算定方法のプロセス



1. 企業は、薬価申請書を現状通り経済課経由で医療課に提出する。
2. 医療課は自らの算定案を企業側に送付する。
3. 企業側が医療課の算定案に納得する場合には、医療課は現状通り薬価算定組織と協議する。
- 3' 企業側が医療課の算定案に納得できない場合は、企業側は薬価算定組織にて独自の算定案を提出できる。
 - 1) 企業側と医療課はそれぞれの算定案について説明する。
 - 2) 企業側及び医療課の両者とも質問や意見を述べることができる。
 - 3) 企業側は専門家を同伴できる。
 - 4) 企業側及び医療課とも薬価算定組織の採択の前に会議を退席する。
 - 薬価算定組織はいずれかの算定案を採択する。
4. 薬価算定組織の決定が医療課と企業側に伝えられ、その決定に不服があれば、第2回薬価算定組織に進めることができる。